

## 令和2年度第3回伊予市行政評価委員会 会議録

日時：令和2年8月5日（水）18時30分～21時10分

場所：伊予市庁舎4階大会議室

出席者：妹尾克敏委員長、西田和眞副委員長、倉澤生雄委員、小倉揮代委員、篠崎加代委員、木本敦委員

事務局：未来づくり戦略室（皆川・岡井・曾我部）

傍聴者：3人

### 1 開会

会議の成立及び傍聴者が3人であることを確認した。

### 2 議事

#### （1）第2回会議録の確認

第2回委員会では、健康増進課所管の「救急医療対策事業」を含む5つの事業を審議した。

会議録については、各委員において発言内容等に誤りがないか確認を行った後、伊予市ホームページへ掲載する。

#### （2）行政評価（外部評価）

評価対象事務事業シートに基づき担当課から概要説明を行う。その後、担当部長から事業の総括を行ってもらう。なお、第3回以降の担当部長の総括は所管課ごとにまとめて行うように変更する。

No. 6	（水道）耐震化事業（水道課）	3
No. 7	マイナンバー事務（市民課）	8
No. 8	老人憩の家運営事業（長寿介護課）	14
No. 9	（介保）一般介護予防事業（長寿介護課）	19
No. 10	（介保）高齢者配食サービス事業（長寿介護課）	24

#### （3）次回の委員会日程

第4回委員会は8月19日（水）18時30分～

第5回委員会は9月2日（水）18時30分～

#### （4）その他

令和元年度事務事業評価の意見公募の結果について。意見公募期間は7月1日から31日の1か月間であったが、寄せられた意見はなかった。今後、この期間のホームページ分析を行い、分析結果については委員会内で報告することとした。

次回委員会の対象事業「浄化槽設置整備事業」は、評価対象外事業であり、所管課からは事業概要の説明のみとなる。外部評価案件ではないが、配布の資料を確認し、事業への質問等があれば所管課に質疑することは可能であることを説明した。

次回委員会の事務事業評価シート及び添付資料を配布した。

### 3 閉会

## No. 6 (水道)耐震化事業(水道課)

総合計画：快適空間都市の創造－潤いのある水環境づくり

やがて到来するであろうと予想される大規模地震等に備え、施設や管路の耐震化を推進することで、災害に強い施設の構築を目指す。

事業対象：各配水池及び八倉系の導送配水管

事業目的：近い将来発生すると予測される南海トラフ巨大地震に備えるため、主要な施設である客配水池・稲荷配水池の耐震補強及び、八倉系の導送配水管を耐震管へ更新するもの。

事業内容：配水池の耐震補強及び八倉系の主要な管路を耐震管への布設を行う。

予算・決算：当初予算29,500千円、決算額22,264千円（詳細は資料4ページ）

人件費：0.55人工

### (水道課)

はじめに、当市の耐震化の現状について説明する。

水道施設は、水源地・浄水場・配水池及びそれぞれをつなぐ管路に区分される。そして管路は、水源地で取水した原水を浄水場へと送る導水管、浄水場でろ過し飲用とした水を配水池へ送るための送水管、配水池から各地区へ配るための口径の大きな配水本管（口径φ250以上）、そこから分岐する配水支管、さらに分岐し各家庭等に給水するための給水管に分類される。

補足資料1ページは、当市水道事業の給水区域を表している。上水道事業は2か所、簡易水道事業5か所、飲料水供給施設7か所ある。

このうち、上水道事業は、伊予地区及び上灘地区で運営しており、浄水場4施設、配水池15か所（17池）、水源地11か所について管理している。

また、令和元年度末の管路延長\*は、約265km（265.375km）となっている。このうち、基幹管路と呼ばれる導水管・送水管・配水本管の総延長は約64km（64.175km）となっている。

補足資料2ページについて。審議の対象となっている耐震化事業は、国に耐震化促進事業として補助要望を提出している。耐震性の確保ができていない上三谷客配水池及び稲荷配水池1号池の耐震補強工事と基幹管路のうち、耐用年数である40年を超えた八倉系の基幹管路を、耐震継手を有する管へ更新する工事である。

事業活動の実績として、事業の内訳毎の支出を挙げている。各項目の細目

---

\* 給水管を除いた、導水管から配水支管までの総延長

は、補足資料4ページを確認してもらいたい。

まず、配水池耐震補強として予算額1,150万円に対する実績額713万9千円。これは、上三谷客配水池耐震補強実施設計業務418万円及び稲荷配水池耐震診断業務295万9千円の2件の業務である。

また、八倉系導送配水管耐震化として予算額1,800万円に対する実績額1,512万5千円。これは、八倉系導送水管外耐震化実施設計業務863万5千円及び八倉系配水管耐震化基本設計業務649万円の2件の業務である。

9月末の実績値はどちらも、設計委託料の前払金の支出を計上している（令和7年度までの耐震化事業の総事業費約13億4千万円）。

本事業を評価するに当たり、指標には当該事業対象管路の耐震化率を採用している。そのため、数値は更新済み管路延長÷更新予定管路延長で表され、事業の成果・進捗を把握することが期待される。なお、現時点での更新予定管路延長は約8,750m（導765m、送765m、配7,220m）であるが、布設路線の変更等の詳細設計により増減することとなる。

令和元年度は設計委託のみの発注であったため、目標値0%、実施0%であったが、令和2年度からの施工開始で目標値は9%（導送水管施工延長790m）となり、令和7年度の完成を目標としている。なお、令和3年度は775mで計1,565mとなり、施工は17.9%となる予定である。

自己判定では、妥当性はS、有効性・効率性はAとして評価している。

事業の成果として、管路耐震化事業は補助事業ということもあり既設管路の同個所での更新が原則であり、現状の道路状況に沿った経済的なルートを選定を行うことができたとしている。また、苦勞した点として、八倉配水池付近の送配水管の布設計画では、道路幅が狭く布設替えのためには仮設管が必要となるが、仮設管の設置計画が複雑となり決定までに時間を要したことが挙げられる。

所属長の判定についても、妥当性の観点からはS、有効性及び効率性の観点からはAとしており、安全で安定した水道水を供給するために必要な重要事業であり、事業継続と判断するとの方向性を得ている。

課題の認識として、水道施設の耐震化事業は、水資源の有効活用と水道水の安定供給に欠かせない重要な事業であり、災害に強い施設の構築は市民に安全と安心をもたらすものと考えている。このために、国の補助金等を積極的に活用し、耐震化率の向上を目指し、施設の更新を重点的に図っていく必要があるとしているため、今後も積極的に国に対して補助金について働きかけ、事業の進捗を図りたい。

また、本事業についての二次判定者の判断は、一次判定結果のとおり事業継続と判断するとしている。

**(委員)**

南海トラフ巨大地震等の大規模災害を視野に入れて、計画的な事業がスタートしていることに市民の一人として安心感を覚えた。

今回、水道マップを初めて見て、市内に水道に関する施設が多くあることを認識した。これらの施設も、今後は老朽化等で耐震化が必要になってくるのだろう。大変勉強になった。

**(委員)**

令和元年は設計業務のみの実施ということで、事業活動の実績（活動指標）は記載しづらかったのだろう。事業費がそのまま活動指標となっている。令和2年度以降は事業費ではなく、実際の計画に対し工事がどれほど進捗したか分かるものを活動指標としてもらいたい。

令和7年度が完成の予定としている。それに向けて、どれくらいの進捗で進めていくか、年次計画があれば教えてもらいたい。成果指標に記載する欄はないが、年次計画に対する進捗がどこかに記載されている方が評価しやすい。

**(水道課)**

令和7年度の完成に向けて、おおよそ年度割で考えており、1年当たりこのくらいというようなものはある。ただ、配水管については令和2年度に詳細設計を発注しており、これによりルートが多少変更となる可能性が高い。この結果等を加味して、令和7年までに実施できるように計画したい。

**(委員)**

2点の質問がある。

5年間で11億円の事業費をかけて、八倉系の基幹管路が耐震化される。指標を確認すれば、このルートについての進捗状況が分かる。そこで、1点目。本事業の完成により伊予市全体の基幹管路の耐震化は概ね完了となるのか。それとも、まだまだ耐震化の必要があるという状況なのか。

2点目。八倉系の基幹管路はかなり長い。地震等でどこかの管が破断した場合、全体が水源地からの給水が止まってしまうのか。それとも、破断している手前までは通水しておいて、そのポイントで取水することができるのか。

**(水道課)**

1点目について。上水道事業区域での令和元年度末の基幹管路の耐震化率は43.34%である。その中でも伊予地区は上灘地区に比べて事業開始年が早く、対象エリアが広がっており、伊予地区に限って耐震化率を算定すると23.14%で

ある。総合計画に記載しているが、基幹管路の耐震化率を45%に上げる目標としている。

2点目について。八倉系の配水管を通して、八倉配水池から郡中地区まで配水している。これとは別に上吾川・上三谷客・森と3つの大きな配水池・水道施設があり、こちらも各浄水場から給水をしている。地震等で八倉系の基幹管路が破断した場合でも、ある程度のルートを通して一定の給水は可能であり、部分的な断水ということで給水は対応できると考えている。

(委員)

なるほど。災害が起こったら、まずは水の確保が一番大切である。伊予市は中央構造線の断層地帯であるため、本事業は非常に重要だと考える。市民のライフラインを守るということではあるが、市の予算確保は厳しいだろうから、国の補助を獲得しつつ事業を進めてもらいたい。

(委員)

今回、八倉系の耐震化に係る設計ができたという説明があった。配水池は上吾川・上三谷客・森にもある。図を見ると、そちらとは接続されていないように見えるが、そのあたりの状況はどのようになっているのか。

(水道課)

令和元年度事業箇所を示しているのは、八倉配水池から市街地まで流れていくメインの管である。また、それに合わせて図示している上三谷客配水池及び稲荷配水池についても同様のメインで流れているルートがある。

配水池の地震に対する耐震性を評価した結果、この2か所は多少補強が必要であると判断されたため、補強して耐震性を増すという目的で事業実施を考えている。大きな配水池が補強されることで、本市全体で考えた際に大地震等によって配水池が破損される確率を下げることができる。

(委員)

今回の基本設計は図示されている八倉系の配水管だけであるが、ゆくゆくは他の配水池に向けての管についても補強するということか。また、耐震化を考える際、想定震度や地震の規模はあるか。

(水道課)

八倉系以外については、順次実施していく予定である。

地震の検討を行う場合、その荷重を考える場合に、レベル1とレベル2という評価を行う。レベル2は、多少被害はあるかもしれないが、使うのに支障はないというレベルである。具体的に震度がどのくらいでという感じで設計しているわけではない。愛媛県として地震がどのくらいの規模で起こるだろうとい

う資料があり、施設の立地、この地盤の上に立っているのだからこのくらいの規模で地震が発生するだろうという予想を基に検討している。

(委員)

分かった。耐震化率だけでなく、この管に接続している水道利用世帯数を災害復旧のひとつの指標として合わせて考えることが重要である。復旧の優先順位や必要性を検討する際には、接続人口の規模も必要である。

(委員)

南海トラフ巨大地震の発生と言い出して久しいと感じるが、伊予市の耐震化は今からなのか。遅いのではないかと感じた。国からの予算を得てやっとなら実施ということだろうが、すでに耐用年数の40年を経過している水道管もあるということで大丈夫なのかと不安もある。水道管の耐震化自体が最近始まったことなのか。そうでないのなら、なぜ早く取り組みなかったのか。厳しい財政状況もあるのだけれど、安全安心のために早め早めに進めてもらいたかった。

(委員長)

簡易水道施設・飲料水供給施設はいくつかあるが、こちらも伊予地区や上灘地区の施設と同じように年数経過しているのか。それとも、もっと新しいものなのか。布設された年度はかなり違うのだろうか。巨大地震が起こる可能性が高いのは周知の事実であるため、年次計画を綿密に事前に立てておけばよかったのではと思う。

(水道課)

本市の簡易水道事業は5か所ある。おおよその施設は平成に入ってからできたものであるが、更新した施設もあるため、一部の管路については昭和50年代に布設されており、耐用年数を経過しているものもある。

上灘地区については、上灘簡易水道統合整備事業の中である程度の管は入れ替えている。すべてを入れ替えるのは財政的にも非常に厳しいため、既存の管を使ったという経緯もある。残りの簡易水道についても、それぞれ建設年度は違うが、基本的には年次計画を立てて、随時メンテナンスを行っている。本事業のように重点的な実施はできないが、漏水等があった際の修繕に合わせて実施するようにしている。

## No. 7 マイナンバー事務（市民課）

総合計画：快適空間都市の創造—情報化社会に対応した基盤づくり

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等に基づき、マイナンバーを使った情報連携により行政手続きの簡素化など行政サービスの利便性を図る。また、本人申請により交付されたマイナンバーカード（ICカード）を活用したサービスが民間企業の参入を可能とし、オンライン取引やポイントなどの付加サービスを搭載した多目的カードとして、情報化社会に対応した利用が期待される。

事業対象：全ての日本国民と日本に住民登録する外国人住民

事業目的：マイナンバー制度は、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会を実現するための社会基盤であり、マイナンバーは各種行政手続きに使用される番号である。マイナンバーカードは、本人確認とマイナンバー確認が併せてできる唯一の公的書類であることから、マイナンバー制度の成否を示す指標として、マイナンバーカードの普及率の向上と併せて、適切なカードの交付管理を目的とする。

事業内容：平成27年10月から12桁の番号が割り当てられた通知カードを市民に送付する。平成28年1月からマイナンバーカードの申請・取得が開始され、電子証明を用いる電子申請が利用可能となる。平成29年2月からコンビニで住民票などの証明書の取得を開始し、平成29年7月からマイナポータルの利用申請等の開始となった。

予算・決算：当初予算4,687千円、決算額6,306千円（詳細は資料8ページ）

人件費：2.50人工

### （市民課）

決算額の内訳は、事務事業補助シートのとおり、交付金5,062千円、臨時職員賃金965千円等となっている。事業実施に当たり10月から3月までの臨時職員1名を含む2.5人工の人件費がかかっている。

関連事業として、戸籍住民基本台帳一般事務事業（650）があり、コンビニ交付運営負担金としてコンビニ交付にかかる経費217万8,401円を地方公共団体情報システム機構に支出している。なお、コンビニ交付の実績は、昨年度は毎月50件程度であったが、今年度は90件程度に増加している。コンビニ交付証明手数料は、窓口交付より50円安くし、戸籍400円、住民票・印鑑登録証明書250円であるが、コンビニの店舗等に支払う手数料が1件あたり117円差し引かれるた

め、1件当たりの実質収支は283円と133円となっている。

マイナンバーカードの普及率を上げるため、平成29年9月から市民課職員によるマイナンバーカード申請補助、平成30年1月から中山・双海の地域事務所での申請補助の開始に加え、平成30年10月に商工会議所とのマイナンバーカードでの確定申告の促進啓発活動、令和2年1月にマイナンバーカードについての出前教室の開催、令和2年2月に伊予中学校への出張申請を実施している。また、令和元年11月から関係課と情報を共有し、マイナポイント予約支援を実施している。

成果指標はマイナンバーカードの交付率としており、事業目的のマイナンバーカードの普及を図ることを達成するため、毎年度2%以上の普及率の増加を図ることとし、マイナンバーカードの累計の交付率の指標を掲げている。結果は13.5%となっており、目標は達成しているが、全国の15.94%と比較すると平均以下となっている。なお、次年度に向けて、公民館活動と連携した啓発等を図っていきたい。

自己判定は、妥当性の観点から事業の有効性が顕著であり評価をAとし、効率性もAとしている。事業成果・工夫した点は、令和3年3月からのマイナンバーカードの健康保険証利用における関係課との取り組みであり、事業の苦労した点・課題は、令和元年10月に策定した、令和4年度中にほぼ全住民がマイナンバーカードを保有することを想定したマイナンバーカード交付円滑化計画とのギャップである。

所属長の判定はAであり、マイナンバー制度の基盤整備のため必要なものであることから事業の方向性を継続としている。所属長の課題認識として、マイナンバーカード交付等の事務量の増加に対する課題が見受けられることから、事務処理のマニュアル化及び職員の増員を実施している。

#### (委員)

マイナンバーカード普及のために、出前教室・出張申請を行った説明があったが、今後の予定と行って試みの反応はどうだったのだろうか。

今回評価対象になっているのをきっかけに私も申請しようと市役所に行った。窓口に行くと書類をもらい、写真を貼って送付するだけとのこと。とても簡単で驚いた。その時も窓口で写真を撮りますよと言っていた。とてもよいサービスだと思うので、もっと早く市民に周知できたらよかったと感じた。

アンケートの結果から若い人の関心がとても低いことが気になった。娘にマイナンバーカードを取得したか聞いてみたら、取得しなくても生活に全く差し

支えがないからまだと言っていた。申請率と交付率がとても低いため、今後どのような手を打っていくのがよいのだろうか。

#### (委員)

資料を初めて見た際に、成果指標の指標で表せない効果の最後の結論が、国の施策が必要であると記載されており、国任せの残念な印象があった。しかし、説明を聞くと、普及のために様々な伊予市独自の施策をしているということで、もっとアピールしてもよいのではと感じた。

補足資料のマイナンバーについての意識調査はインターネットで検索すると上位でヒットする。交付率について、全国の平均が15.94%であり、伊予市はそれより低い13.5%とのことであった。この調査は、低い交付率の要因がどこにあるのかを分析するために実施したものなのか。また、アンケート結果から、他の市町と比べて何が違うのか等というリサーチはしたのか。その結論は。

#### (市民課)

本調査は、国からの指示があって実施したものではなく、本市独自の調査である。調査実施の要因は、本市の交付率が全国的に低いからというわけではなく、市民がなぜマイナンバーカードを取得しないか、その理由が何であるかを知りたいためであった。

調査結果から、他の市町と比べてどこが違うのかというリサーチまではしていない。調査によって、本市としてできることは何かを考えるきっかけになり、市役所と中山・双海の地域事務所の窓口でも申請補助をするようになった。広報でしか市民への周知はできていないという課題が残っている。

#### (委員)

ぜひ、交付率が低い若い層へのアピールをしてもらいたい。そこに届くように努力を続けるようにしてもらいたい。

私の経験を。私は別の自治体で手続きをしたのだが、その際にパスワードを記載した用紙を担当者が持って中座した際に、嫌だなと感じたことがあった。市民は個人の秘密が保持されるかに不安がある。そのため、何気ない窓口対応にも不安を感じることもあるため、気を付けられるとよい。

#### (委員)

マイナンバーカードの取得率が依然低いという原因は何か。

ひとつは、果たして個人情報を守られるだろうかという不安がある。端的にいうと国を信用していない。システムの安全性にも不安があるという人は多いだろう。先日、韓国では個人情報を一元管理しているシステムから大量に情報漏洩したが、日本では分散管理をしているため、そのようなことは起こりにく

い。マイナンバーカードの中には、税や年金などのプライバシー性の高い情報は入っていない。カードを落としたとしても、重大な情報が漏洩するわけではない。市民にその辺りを理解してもらうための周知を丁寧に行う必要がある。カードを落としたら個人情報全てが漏洩してしまうという市民の不安を解消していかないといけない。

ふたつ目は、取得の手続きが非常に面倒なのに、使い勝手がとても悪いという印象が強いからではないか。伊予市は印鑑証明や住民票といった証明をコンビニで取得できるのはよい。また、私は年に2回利用しているが、マイナポータルのぴったりサービスもよい。行政機関が私の個人情報をどういうやりとりをしたのかを知るためには、これまでは情報公開請求が必要であったが、このサービスを利用すると状況を知ることができる。マイナンバーカードを取得すれば、便利なサービスが利用できるということを市民に周知する必要があるだろう。

今後は保険証の代わりになり、様々な付加サービスが追加され、使い勝手がよくなってくる。申請率・交付率を上げようとするなら、先の2点について、きめ細やかに対処していかないといけない。

マイナンバーカードの低迷は、政府にも問題がある。e-japan構想を出してから、もう何年も経過しているが、ITの課題は解決されていない。特別給付金のインターネット申請をしたが、総務省が使っているブラウザのバージョンが古くシステム障害を起こして、至るところでトラブルが続いた。省庁ではコロナの際もテレビ会議すらできなかったという話も出ている。システム環境の早急な整備が必要だろう。

マイナンバー通知カードの廃止について、伊予市のホームページに掲載されていた。5月25日以降、通知カードは廃止され、ただの紙になるという。当面は、住所と氏名が同じ人に限り証明事項として使用できるようだが、知らない人が大半だと思う。窓口での申請補助も最初に配布された交付申請書がある人に限られる。申請書のない人はインターネットからダウンロードして自分で手続きしなければいけない。手続きが複雑で大変になる。

マイナンバーカードについての情報を知らない人が圧倒的に多い。情報を知らないことで市民の行う手続きが面倒なことになってしまう。地道に交付率を上げていくには、丁寧な周知活動や市民への説明を行い、伊予市独自の施策を実施していくことが必要である。

(委員)

私のゼミを受講している子にマイナンバーカードは取得したかと聞いてみた

ら持っていないと言う。なぜかと尋ねると必要性が今のところないとの回答だった。免許証やパスポートがあれば、差し当たりのところは問題ない。マイナンバーカードを持っていなくても、無いなりに様々なルートで手続きができるようになっている。一本化されないため、取得が進まない現状にあるのだろう。

成果指標の設定がとても難しい。目標をどこに設定すればよいのだろう。年2%ずつ増やしたいということになっているが、これも国の政策によるのだろう。伊予市としては普及を拡大していきたいという考えなのか。

**(市民課)**

市としては、引き続き普及率を向上させていきたいと考えている。

**(委員)**

他の委員からも多くの問題点の指摘や使い勝手の話も出ていたが、根本は国の制度設計によるものなのだろう。普及率の向上を目指すのであれば、引き続き努力をしてもらえればと思う。

**(委員)**

私も所持していないので、勉強になった。

コンビニで証明書の交付を受けることができるのは、市民にとっては便利な使い方である。マイナンバーカードの交付率が13.5%ということであったが、コンビニ交付を利用する人が思ったより多いという印象がある。活用する人にとっては活用する機会も多いのだろう。

一市民として何が不安かという、やはり個人情報の保護への不安だろう。それにより、二の足を踏む感じである。ただ、何を守るほどの個人情報があるのかなど。マイナンバーカードの取得について前向きに考えてみたい。

**(委員長)**

立場上、マイナンバーカードの取得について推進せよと話をいただくのだが、何のメリットがあるのかと思っている。国民の利便が高まると謳っているが、国と自治体の行政サービスの提供について驚くほど便利がよいものである。

制度当初は、社会保障と税の分野において活用するということであったが、最近になって、災害復旧の観点も加わってきた。後出しのじゃんけんのように感じている。

先にもあったが、国のコンピューターシステムが我々の生活サイクルに追いついていない。それを先取りするようなシステムを開発しないと、今後も不具合続きになるだろう。国民が心配している個人情報はそう簡単に漏洩はしない。漏洩してはいけない個人情報はどこかに登録しなければよいのである。

伊予市では人工数も予算も結構かかっている。これだけの労力をかけても全国平均を下回ってしまう。これだけ苦勞しているのにも関わらず。伊予市の実情というか窮状を訴えていくしかないのだろう。誰かがどこかで風穴を開けてくれないかと。

自治体に汗をかけというのではなくて、国の荒すぎる制度設計を見直すべきではないのか。制度趣旨が国民のかゆいところに手が届いていない。ニーズとマッチしていない。革命的にこれがよくなります、飛躍的にこれが改善されますというようなネタがないと国民は納得して行動に移してはくれない。

1,500 通のアンケートで 30%程度の回収率。これが全てを物語っているように思う。

#### (市民福祉部長)

普及率について。6月30日の直近のデータによると、全国が17.43%、本市が14.89%、愛媛県が14.85%となっており、愛媛県よりも若干上回っている。

マイナンバーカードの要望・提案については、毎回の市長会・副市長会の中でそれぞれの自治体からも出ている。それだけ、問題・課題の多い制度だと認識している。

国の方針にあるように、マイナンバーカードは将来、官民を問わず様々なサービスに利用が拡大され、認証基盤として確立されるのだろう。その恩恵をより多くの市民にいち早く享受してもらうため、マイナンバーカードの普及は必要不可欠であるが、必要性への認識不足・セキュリティ上の懸念のため普及が進んでいない現状がある。

ただ、国のマイナポイント制度がきっかけで少しずつ申請率・普及率が増えてきていると感じる。活用先があって初めて必要性を感じ、作ってもらえると認識しているが、本市独自の活用先の構築はなかなか難しい。引き続き申請補助等のソフト支援を行いつつ、今後も国の制度構築・普及策を踏まえた更なる普及に努めたい。

## No. 8 老人憩の家運営事業（長寿介護課）

総合計画：健康福祉都市の創造

－健やかで生きがいの持てる高齢者福祉の実践

介護予防・生きがいづくりの推進

事業対象：当該施設の設置地区に居住する概ね60歳以上の者

事業目的：高齢者の教養の向上、親睦及びレクリエーション

事業内容：指定管理者制度により、施設の管理運営は指定管理者によって行われ、施設の大規模な修繕と工事は市が行う。

施設名：中山老人憩の家・上灘老人憩の家

下灘老人憩の家（介護保険サービス事業所併設）

指定管理者：中山梅寿会、伊予市社会福祉協議会、双海夕なぎ会

予算・決算：当初予算6,735千円、決算額8,236千円（詳細は資料12ページ）

人件費：0.10人工

### （長寿介護課）

自己判定は、高齢者福祉施設の再編を行う中、過疎地域における事業継続について、有効な運営方法の検討の必要性を感じながらも一定の目的は達したと評価している。令和2年度から中山老人憩の家・上灘老人憩の家の2施設については生きがい活動センターとして介護予防の拠点となる管理運営を行ない、下灘老人憩の家については地域性を考慮し、現時点では事業継続とする。

所属長の判定は、再編方針に沿って老人憩の家事業は事業縮小と判断し、低評価としている。今後、再編を行った2施設については、介護予防拠点施設として一層の活用を行い、継続の1施設についても利用状況等を検討の上、方向性を見極めたい。

### （委員）

身近に利用している家族や知人がいなかったため、今回初めて知ることができた。

中山と上灘の老人憩の家は介護予防拠点施設へ方向転換し、下灘老人憩の家は地域性を鑑みて継続とのことであったが、活動内容が違うのか。また、介護予防の施設ということで、スタッフはそれなりの知識等を持った人になるのか。

### （長寿介護課）

憩の家事業は場所の提供、高齢者の集いの場を提供することが主な目的である。今回、生きがい活動センターに方向転換することで、介護予防の事業を施設内において実践するようになる。

例えば、介護士と一緒に機能アップを目指す「機能アップ教室」や認知症にならないようにレクリエーションや指先を使ったモノづくりを行う「すまいるクラブ」といった事業を展開している。

#### (委員)

ホームページで老人憩の家を検索したのだが、個々の施設を各指定管理者が管理しているという情報はあったが、それぞれの施設がどのような建物でどういう諸室があるのか確認できなかった。利用はあるというが、その建物が本当に利用に適したものなのか判断することができない。設備が分かるものがあると、その施設で何ができるかが分かるのでよい。

過去において利用者を60歳以上という線を引いているが、現代において果たして60歳以上を老人というのだろうかという素朴な疑問がある。施設の方向性はあると思うが、地域の人が集まるための施設だと思うので、思い切って対象年齢を下げたしまう等しいとうまく活用されないのではないか。60歳というのが時代に合っていない感じがする。

#### (長寿介護課)

中山老人憩の家は、中山地域事務所の上にある平屋の建物である。施設には、活動ができる集会室的なものがあり、そこに電気治療器を設置しており、利用者は電気治療をすることができる。入浴施設もあるため、場合によっては入浴することもできる。この施設は中山梅寿会が管理運営しており、介護予防のための自主活動グループ「がんばる会」による介護予防の実践をしていた。

上灘老人憩の家も、双海地域事務所の近くで平屋の建物である。ここにも集会ができる広いスペースの部屋と入浴ができる設備があるため、施設利用者の多くは入浴を楽しみに憩の場として活用している。

下灘老人憩の家は、下灘コミュニティセンター内の一室で活動を行っている。こちらは介護サービスのデイサービスに合わせて、双海夕なぎ会が管理運営を行っている。こちらにも入浴設備があるため、利用者は入浴を楽しみながら集っていたという状況である。

#### (委員)

利用延べ人数から考えると、1日当たりの利用者数が中山は9.5人、上灘は18.9人、下灘は11.1人となる。これで指定管理の委託料が3施設で700万円弱であり、それほど大きな金額ではない。

利用者が高齢者ということで、事故の発生には細心の注意を払う必要がある。指定管理を募集する条件に、対応するスタッフの要件はあるのか。

**(長寿介護課)**

昨年までの老人憩の家事業については、資格のあるスタッフを配置する取り決めはなかったが、令和2年度から生きがい活動センターに方向転換するに当たっては、介護予防の活動を指導することができる看護師等の人材を配置する要件を仕様書に入れている。

**(委員)**

下灘の山の奥から下りてくる利用者は難しいが、上灘と下灘の拠点間であれば国道378号を車で走らせれば30分はかからない。下灘老人憩の家は地域性を配慮し継続とあるが、車を走らせて利用者を運べばよいのではと考えた。市町村合併により福祉が切り捨てられたという地域の声があるのも理解できるが、市の財政状況を考えたら、効率的に実施しないと予算はいくらでもあるわけではない。一か所に集約することにより、大勢の利用者が触れ合うことができるため、会話も弾み、高齢者には良いことではないか。

**(長寿介護課)**

再編方針に基づき、伊予・中山・双海のそれぞれに生きがい活動センターとして介護予防拠点の施設を1か所ずつ設置した。下灘老人憩の家についても財源等を考慮して、双海をひとつに統合するという考えもあったのだが、令和2年度の1年間はとりあえず経過を観察し、1年間の利用状況を鑑みて判断をしたい。

**(委員)**

高齢者だけでなく、それぞれの年代で生きがいをもって地域で生活をしていくのはとても大切なことである。伊予市はそれぞれの地域で事業を実施しているので、再編計画に基づいて整理を進めて、民間でできることは民間に任せ、行政がしなければいけないことは行政がバックアップをするという仕分けを今後も続けていく必要がある。

**(委員)**

それぞれの事業の重なり等を考慮し、施設を再編して縮小廃止の方向に動いたのはすばらしいことである。これにより、老人憩の家事業の中山と上灘は廃止になったという理解でよいのか。また、これにより事業費の支出は削減できたのか。

**(長寿介護課)**

中山老人憩の家は令和2年3月末をもって終了となった。現在建設中の中山コミュニティセンター内において、中山生きがい活動センターとして中山梅寿会の指定管理による9月1日からの事業実施を予定している。

上灘老人憩の家については、同一施設で双海生きがい活動センターとして4月1日から活動を開始している。

これまでは、老人憩の家として集いの場を提供するという貸館的な事業運営であったが、今後は生きがい活動センターとして介護予防事業を指導できる職員等の配置もあるため、その点においては指定管理料がアップしている。

#### (委員)

成果指標に中山老人憩の家の1日平均利用人数が記載されている。目標が20人であり、その実績は9.5人しか来ていない。この目標20人の設定根拠は何か。また、9.5人と実績が少ないのはなぜか、担当課としての考えは。

中山と上灘は介護予防施設に変わったが、これにより建物自体がきれいにリニューアルされて、設備も充実する等の変化はあったのか。

伊予地区では「じゅらく」が伊予農高の近くに新築されてきれいになった。近所の人の評判がとてもよく、順番に並ばなければ電気治療器を利用できないとのことである。施設がきれいになることで、魅力を感じて多くの人々が利用している。中山・双海の介護予防施設もリニューアルされたら、利用する高齢者も増えるのではないか。

#### (長寿介護課)

成果指標について。指定管理者の中山梅寿会が「がんばる会」という介護予防の自主事業を展開していた。実際のところ、目標の20人というのは若干高望みだったかもしれないが、施設自体が老朽化によって取り壊さなければならないような場所で、自主事業という枠の中で10人程度を毎回集めていたことは一定の評価ができると考えている。

中山の生きがい活動センターは現在建設中の新たな施設内でリニューアルされる予定である。双海の生きがい活動センターは施設を新しくすることは叶わないが、事業の中身を介護予防施設に変更して今後も実施していく予定である。

#### (委員長)

利用者の延べ人数は分かったが、事業対象が「当該施設の設置地区に居住する概ね60歳以上の者」とある。実人員、高齢者人口は何人か。

#### (長寿介護課)

対象者は異なるが、本市の65歳以上の高齢者人口は、12,180人である。

#### (市民福祉部長)

補足を。平成31年3月31日現在のデータで、実際に使用しているのが65歳以上の高齢者が多いということで、調査をしたものであり、再編方針を作る際に

使った数値である。伊予地域が概ね8,900人、中山地域が1,500人、双海地域が1,800人弱、合計で12,000人程度になる。

**(委員長)**

分かった。廃止縮小していく事業であるため、言っても仕方ないことだが、そもそも、老人憩の家の存在理由・存在意義が薄れてきていたのではないだろうか。今後も施設を使っていくのであれば、今までと違った利用目的を加えた複合的な施設として維持していくことが求められているのではないか。

施設が地域事務所の近くにあるとは言え、中山・双海の高齢者の中には、町役場がなくなってしまったから、そこまで出て行っても仕方ないという人が増えているのではないか。そのような高齢者の感情を慮れば慮るほど、複合的な施設として利活用する道を模索してはどうだろうか。

**(長寿介護課)**

高齢者福祉施設の再編方針全体について。高齢者施設に関するものとしては、もともと5条例11施設あった。それらを再編方針に基づき3条例7施設に変更した。中には廃止となった施設もあるが、三世代が交流した方が利活用を図ることができるだろうと考えた施設については、三世代交流施設として方向転換をして残している。

**(市民福祉部長)**

老人憩の家は今後の利用状況を注視し、必要に応じ複合化も含めた方向性を検討する必要があると考えている。

## No. 9 (介保)一般介護予防事業 (長寿介護課)

総合計画：健康福祉都市の創造

－健やかで生きがいの持てる高齢者福祉の実践

総合計画の施策を達成するために事務事業の役割を理解し、有効性等により事業の実施を行う。

事業対象：第1号被保険者及び支援のための活動に関わる者

事業目的：高齢者の自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても生きがい・役割を持って生活できる地域を目指すことにより介護予防の推進を図る。

事業内容：介護予防把握事業・介護予防普及啓発事業・地域介護予防活動支援事業・一般介護予防事業評価及び地域リハビリテーション活動支援事業の5事業を組み合わせて実施

予算・決算：当初予算7,804千円、決算額6,384千円 (詳細は資料16ページ)

人件費：0.30人工

### (長寿介護課)

決算額の内訳は、理学療法士等講師への報償費34万8千円、市内社会福祉法人へ委託して実施している一般介護予防事業・いきいきサロン事業等委託料が576万7千円である。

成果指標は、介護予防普及啓発事業の参加延べ人数としており、事業の目的である介護予防の推進を達成するため、介護予防教室を実施することで、市民が、介護予防についての知識や体操の実技等を習得し、実践することが介護予防に繋がることから本指標を挙げている。実績は、介護予防教室を114回開催し2,433人の参加、地域リハビリテーションの教室を47回開催し、857人の参加となっている。また教室においては、気軽に取り組めるようにと本市独自の「ミカンまる体操」を考案し、市内各地域にある通いの場での指導、DVD作成、ユーチューブへの掲載等の普及啓発を行っている。

自己判定については、妥当性は介護予防事業の目的に沿い、新たなサロンの立ち上げ支援や通いの場の充実を図ったため、評価をAとしている。一方、有効性・効率性は、今後の取組として新たな事業を含み、より通いの場の充実を図り関係課との連携をしていくことが必要と考え、さらなる充実を目指すとの思いからBとしている。

所属長の判定はAであり、事業の方向性を継続としている。これは、健康寿命の延伸のため、介護予防に力を入れて取り組む必要があるためであり、所属長の課題認識において、市民自らが、介護予防に積極的に取り組めるよう普及

啓発が必要との課題が見受けられることから、次年度も引続き事業継続との判断となっている。委員選定事業から、外部評価案件となっている。

(委員)

介護予防ガイドブックを見て、サロンや通いの場が数多くあるので驚いた。サロンや通いの場を介護教室というのか。

(長寿介護課)

サロンや通いの場も介護教室とみなしている。他に各地域で集まりがある際に講師として呼ばれて行ったものも介護教室として実施している。

(委員)

分かった。健康寿命の延伸というのはとても重要なことである。40代・50代の若い世代と80代くらいの高齢者が触れ合うことがとても刺激になって良いと聞いたことがある。高齢者だけでなく若い世代も参加できるようになればよい。

サロン等が気にはなっているが、多くの人がいると気が引けて参加しづらい高齢者もいるだろう。町内会等の少人数の小さいグループでサロン等ができれば、参加しやすい人もいるのではないだろうか。

(委員)

まず、介護予防教室の開催場所と回数を教えてもらいたい。

(長寿介護課)

介護予防教室の開催については、市内にある5か所の社会福祉法人に委託している。法人が実施したのが、年間の開催回数が85回、参加人数が1,468人である。

また、本市の地域包括支援センターでの実施が、開催回数30回、延べ参加人数が830人であり、当課の包括係が実施した啓発活動が年6回、145人の参加があった。

(委員)

介護予防教室を社会福祉法人で実施とあったが、各法人の施設に入所したり、通所したりしている人に対するサービスになっていないか。本当に介護保険対象でない地域の人を対象に実施できているのか。

(長寿介護課)

各法人の施設利用者ではなく、実際に地域に住んでいる人を対象に実施している。開催場所も各法人の施設ではなく、地域の公民館や集会所等を利用して教室を実施している。

(委員)

なるほど。介護サービスとの重複があってはいけないと思っていたが、説明により、地域に住んでいる高齢者が介護状態にならないための事業が正しく実施されていることが分かった。

各法人は参加者をどのように集めているのだろうか。

(長寿介護課)

参加者を集めることについては、各法人も苦慮している。サロンをしているところに来てもらいたいという依頼があれば、そこに行って教室を実施したり、地域の人に声掛けをしてチラシを作成し、参加者を集めたり等と様々な工夫をして参加者を募っているようだ。

(委員)

成果指標の設定について。延べ人数が記載されているので、一見すると、全体量が見られて分かったような気がする。活動指標も同じで、記載の数字を見ると、概ねの感じで活動全体を把握することはできると思う。

ただ、事業本来の目的は、介護予防事業の対象となる人がいて、その人たちに教室等に参加してもらい、病気や介護状態になるのを防ぎ、健康寿命を延ばすことにあり、ひいては医療費の削減につながるということである。介護予防の対象となる人たち、事業の分母はどのようなのかという疑問が残る。そうすると、分子は延べ人数ではなくて、参加者の実数で考えて事業成果を判断する方が正しいのかもしれない。

しかし、本事業が様々なところから依頼を受けて実施し、委託している法人もそれぞれあり、開催場所も各種あるため、参加者の実数把握はかなり難しいというのも理解できる。今後も、本当に必要な人に介護予防の場に参加してもらえようなきめ細やかな働きかけを継続的、多角的に行ってもらいたい。

(委員)

まず、介護予防という言葉は、一般的に使う言葉だろうかという疑問があった。イメージは分かるのだが。介護状態になるのを防ぐということなのだろう。そう考えて、事業の目的を考えると、多く盛り込みすぎている感がある。「自立支援に資する取組を推進する」、「要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる」こうなると介護状態になっている人への支援となり、介護予防ではなくなってしまう。介護予防としてのこの事業の本当の狙いはなんだろうかと率直に思った。

事業の中で各種教室等の取り組みをしているのは、要介護者のためでなく、地域で生活する高齢者が介護状態にならないようにするためである。そう考え

ると、事業の目的はもっと割り切って、「健康寿命の増進」とシンプルに打ち出す方が明確に分かりやすくなるのだろう。

以下、個人的な感想である。様々な取り組みを実施しているのだが、一定の年齢になった高齢者になると、ストレッチやパソコン教室といった趣味の集まりのようなものしかないように感じる。他者と関わる場に出ないよりは出ていく方が良いに決まっているが、本当にこれで高齢者は満足しているのだろうか。需要があるか分からないが、政治的なことやまちづくり等の社会的な出番・役割に関わることができるような仕組みがあってもよいのではないか。

#### (委員)

介護を必要とする高齢者が増加し、介護業界には様々な課題が出てきている。そんな状況になって、慌てて高齢者が介護状態にならないための介護予防サービスに取り組んでいるという感じを受ける。現在実施している事業は重要なことであり、社会的な必要があるのも十分理解できるが、介護予防の場に出る人は出るし、出ない人は出て来ないという現状がある。

私たちがゆくゆく年を取り、会社があり仕事があり社会がありという生活が日常でなくなる。そのような生活に移行した時になって初めて、対象者にアプローチしたのでは遅すぎるのではないか。これから高齢者になっていくひとつ手前の世代に対して、高齢になった時にどう過ごすか、どのようなことに取り組むかということを見据えながら年を重ねていこうと、「こんな取り組みをしていますよ」「こんな施設や集いの場がありますよ」といった事前の情報提供をすることが大切だと思う。

高齢になる手前の段階で知っておくと、「じゃあ、出て行ってみようか」「こんなことができる場所があったな」というように利用しやすくなるのではないか。利用者を増やすためには、もうひとつ若い段階に普及啓発するという視野を持つてはどうだろうか。

#### (委員長)

事業内容が盛りだくさんで、本気で取り組もうとしたら大変な事業である。事務事業補助シートの事業費内訳にある委託料 576 万 7 千円は、社会福祉法人等への委託ということによろしいか。

#### (長寿介護課)

委託料の内訳は、社会福祉法人への一般介護予防事業の委託料として 127 万 5 千円、いきいきサロンへの委託料として 306 万 2 千円となっており、この他に第 8 期介護保険事業計画を策定するに当たっての計画ニーズ調査委託料 143 万円が含まれている。

**(委員長)**

分かった。

対象者が第1号被保険者及び支援のための活動に関わる者と限定してある。もう少し対象となる人たちのかゆいところに手が届くようにしていくには、予算もマンパワーも足りないだろう。傾斜配分を認める根拠として、所管課として何がどれだけ足りないと現状を予算折衝の際にも訴えているのだろうが、もう少し全庁的に高齢者を巡る実情を共有出来たらよいのではないだろうか。

**(市民福祉部長)**

長寿介護課においては、まずハード面では高齢者の自立支援、重度化を防止するための介護予防を展開する拠点施設として生きがい活動センターを3か所、地域交流を図り若い人を含めたコミュニティの醸成に資する施設として三世代交流施設を3か所、それぞれ高齢者福祉施設再編方針に基づき再整理を行った。今年度一定の整備が終了することから、今後はその運用について注視していく必要がある。

そのためには、高齢者自身が、またその家族が介護予防を我がこととして捉え積極的に取り組めるような地域づくりとともに、保健事業のフレイル<sup>†</sup>対策に合わせて介護保険の介護予防を一体的に実施する必要がある。来年度から保健事業と介護予防の一体化を実施する予定としており、関係各課で事務のすり合わせを行っているところである。

---

<sup>†</sup> 加齢とともに筋力や認知機能などが低下し、生活機能障害・要介護状態、死亡などの危険性が高くなった状態のことで、適切な介入・支援により、生活機能の維持・向上が可能となる

## No. 10 (介保)高齢者配食サービス事業 (長寿介護課)

総合計画：健康福祉都市の創造

－健やかで生きがいの持てる高齢者福祉の実践

高齢者の自立支援及び生活安定に資する。

事業対象：伊予市に住所を有する見守りが必要な65歳以上の高齢者単身及び高齢者のみで構成される世帯

事業目的：高齢者の安否確認を行うことにより高齢者の社会的孤立感を解消するとともに自立支援を図る。

事業内容：訪問により定期的に配食弁当を提供することで、高齢者の安否を確認し、健康その他異常を確認した場合には、速やかに関係機関へ通報する。

予算・決算：当初予算4,320千円、決算額3,294千円（詳細は資料20ページ）

人件費：0.20人工

### (長寿介護課)

事業の目的である高齢者の安否確認を行い、高齢者の社会的孤立感の解消や自立支援を図ることを達成するため、対象者のサービス利用の増加により、高齢者の自立支援及び生活の安定に繋がるという理由で、成果指標は配食サービス利用者数を挙げている。事業活動の実績としては、登録者数 224 人、見守り回数 14,612 回、利用者延べ人数 773 人であった。

自己判定については、高齢者の社会的孤立感の解消や栄養改善が図られるとの観点から妥当性・有効性の評価をBとしており、効率性は評価をCとしている。民間企業においても同様の事業が展開されており、事業の必要性について今後、検討が必要であると考えられること、また地域によっては、利用者数の減少によりコスト面等から参入する事業者の確保が困難になることが課題として挙げられている。

所属長の判定はBとしている。独居高齢者や高齢者世帯の見守りを兼ねた配食サービスはこれらの高齢者の安心した生活につながるという理由から、事業の方向性は事業継続としている。また、所属長の課題認識において、高齢者の見守りサービスについては他のサービスもあるため、委託契約期間満了期間を目途に整理をしていく必要があるとの課題が見受けられた。次年度は事業継続の判断をしているが、今後重複する他のサービス等事業の整理を含め、検討が必要な事業としている。低評価との判断から、外部評価案件となっている。

### (委員)

配食サービスを知らなかった。今回初めて知ることができた。

利用者が少なくなり、事業継続か否かの精査が今後必要であるということであるが、確かに民間でも同じようなサービスがあるように思う。広告等でも目にするところがある。ただ、民間が同じようなサービスをしているから、伊予市のサービス利用者が少ないということになるのだろうか。市としては民間サービスよりもこちらのサービスを利用してもらいたいのか。

**(長寿介護課)**

利用者数が徐々に減っている地区も見受けられる。配食サービスを利用しなくても、様々な方法で食事を確保しているようだ。近隣にお店がない地域には移動販売車がこまめに販売に来ていたり、カタログ販売を利用して注文したり。自分の生活スタイルや好み等に合わせたという形が浸透しつつあることが、利用者減の要因ではないかと考えている。

**(委員)**

本事業は以前にも審議したと思うが、なかなか数が伸びない。サービスとしては、お弁当を届けることに合わせて見守りをする。高齢者の見守り自体は大切なことだと思うが、同じようなサービスがあり、お弁当を届けることは事業者が委託して実施しているだけである。課題認識にあるように、委託契約期間満了期間を目途に整理をしていく必要があるのだろう。

お弁当自体の評判はいかがか。調査をしたことはあるか。

**(長寿介護課)**

利用者から評判を聞いたことがない。メニューも毎日変わっているし、継続して利用している人も多いということから、好評なのだろうと判断している。

**(委員)**

対象が 65 歳以上の高齢者単身及び高齢者のみで構成される世帯とあり、市内には結構な数があると思われるのだが、登録者数は 224 人で、その内希望して実際にサービスを利用した実人数が 69 人である。見守り自体が主なニーズではなく、自分一人ではなかなか食事を作ることが難しいために配食をしてもらいたいというのがメインのニーズなのだろうか。

見守りだけであつたら、伊予市には高齢者見守り制度があり、各地域の高齢者見守り員が担当して月に 2 回見回っていく。高齢者の安否確認をするというのはなかなか骨が折れることだと思う。以前に郵便配達員に郵便物の配布に合わせて高齢者世帯では声掛けをしようというようなこともあつたが、よく考えると高齢者世帯にそう毎日毎日郵便物が届くわけではない。そう考えると、様々なルートで安否を確認できるとよい。

昔は地域の至るところで井戸端会議があつて高齢者を見かける機会があつた。

最近では地域にいても高齢者が目立たなくなった気がしている。お金の余裕のある高齢者は質の高い民間サービスを受けて安否確認をしてもらったり、もっと費用のかかるところで配食を注文したりする人もいるのだろう。ただ、地域で生活する一般的な高齢者の孤立を防ぐという意味で、各種施策を合わせて、きめ細やかな見守りを引き続き行ってもらいたいという思いがある。

(委員)

財源の内訳について。一般財源には記載がなくて、その他のところに数字が入っている。この事業は市費が出ていないということなのか。

(長寿介護課)

この事業は交付金対象事業となっており、国・県・保険料・市費も入っている。この事業の会計が特別会計となっており、一般会計からの繰入金という扱いになっているため、一般財源ではなく、その他に数字を計上している。なお、その他には保険料も含まれている。

(委員)

理解できた。市からの予算が出ているということであれば、69 人の実人員に手を差し伸べるのは違う施策で実施する方がよい気がする。民間サービスが一般的になっているので、本事業を市の委託事業として行うのは疑問がある。次回の委託契約満了を目途に考えるという所属長の判断はよいと思う。

(委員)

活動指標について。本サービスの登録者数が 224 人で、この人たち全員が配食を必要としていて、その人たちへの見守り回数が 14,612 回で、お弁当を届けて欲しいという人が延べ 773 人いたという理解でよいのか。

また、登録方法等について詳しく教えてもらいたい。

(長寿介護課)

登録者数の中には、配食サービスを途中で辞めたり、止まっていたりする人も含まれている。基本的には、やめる意思表示がない場合は登録者数に残したままにしているため、登録者全てがサービスを利用しているというわけではない。ただ、しばらく利用がない場合はこちらから連絡して、利用をしないと意思表示が得られれば登録者数から除くようにしている。

登録については、様々なルートで上がってくる。本人からの場合もあるし、家族からの場合も。また、離れた所に住んでいる子供であったり、ケアマネージャーであったりと多種多様である。

(委員)

ホームページを見ると 1 食 320 円とあって、これを毎日頼んでいる人がいる

のかと感じた。実績にある利用者延べ人数や見守り回数から考えてみても、それほど頻度があるとも思えない。利用者は月にどのくらいの頻度で配食サービスを利用しているのだろうか。

**(長寿介護課)**

利用の頻度は個人によって様々である。配食サービスは 365 日毎日対応できるのであるが、ほぼ毎日利用している人もいる。他には、週に 1 回だけという人やデイサービス等のサービス利用日以外だけ利用している人もいる。

**(委員)**

お弁当を持って行って少し会話するというだけで、高齢者はとても安心するのではないか。高齢者見守り隊の訪問はあるが、月に 2 回だけである。毎日お弁当を頼んでいる人は、配達の人と会話もできることをきっと心待ちにしているのだと思う。

**(委員長)**

329 万 4 千円の委託料の委託先は大手の企業か。

**(長寿介護課)**

伊予地区はシニアライフクリエイト、双海地区はクロスサービスという共に手広く給食サービスを実施している企業である。中山地区だけは介護関係を主にしている中山梅寿会が請け負っている。

**(委員長)**

民間企業の観点からすると、かなり安い、商売にならないのではないかという気がする。見守り以外に付加的サービスはあるか。

**(長寿介護課)**

お弁当の 320 円は利用者に実費負担してもらい、見守りに関する部分に委託料を支払っている。お弁当を届けた際に、変わりはないか確認して、何かあったら連絡をもらえる体制を構築している。特別な付加サービスはない。

**(市民福祉部長)**

高齢者配食サービスについては、高齢者の見守りという観点から、高齢者の見守り員や緊急通報装置など、他のサービスと重複する面もあるため、事業整理の可能性についても引き続き考えていきたい。